

平成 24 年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

## 【概要版】

子育て支援に係る財務事務について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 酒井 清

## 目 次

第1	包括外部監査の概要	1
第2	監査の結果及び意見のまとめ	2
【1】	事業成果の評価のあり方	2
【2】	指定管理者や委託先との関係のあり方	2
【3】	債権管理の強化	7
【4】	保育所や幼稚園のあり方（子ども・子育て新システムへの対応）	7
【5】	支援を要する子どもに対する体制整備	9
【6】	関係主体間の連携強化	10
	「監査の結果及び意見」の概要一覧表	13

（注1）報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

（注2）報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

（注3）これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

子育て支援に係る財務事務について

### 【3】特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

わが国において歴史的に類をみないスピードで進行する少子高齢化は東大阪市（以下、「市」という。）にとっても無縁ではなく、平成22年からの10年間で、65歳以上の高齢人口は約22.1%増加するのに対し、14歳以下の年少人口は約25.6%減少することが見込まれている。市では、平成22年3月に策定した第2次総合計画後期基本計画において「安心して子どもを産み、育てられるまち」を目標として掲げるとともに、平成22年3月に「東大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」を、平成23年3月には「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、子育て支援に係るさまざまな施策を実施している。

しかしながら、子育て支援における代表的な課題である保育所の待機児童問題については、施設の整備拡充などを順次進めているものの、平成24年4月時点での待機児童は214人と「保育計画」で定めた目標値を達成できていない。また、近年クローズアップされている発達障害を抱えた児童・生徒及びその保護者に対する支援のあり方や虐待を受けている児童の保護など、子育て支援を取り巻く環境は複雑さを増しているといえる。市では平成24年4月に「子どもすこやか部」を新設して体制を強化し、このような状況に対応しようとしている。

平成20年7月に実施された市民意識調査において、「安心して子どもを産み、育てることができる」という項目は、「雇用が安定し、働きやすい環境が整備されている」に次いで重要な市の取組みであると市民が考えていることが明らかになっている。また、平成23年度における子育て支援関連予算は約100億円にのぼっている。

以上の点を総合的に勘案し、子育て支援に係る財務事務を監査テーマとすることは、重要性かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

### 【4】監査対象

子どもすこやか部（子ども家庭課、子育て支援課、子ども見守り課、保育課）、福祉部（東・中・西の各福祉事務所の子育て支援係）、教育委員会（学校管理部、社会教育部）を中心とした子育て支援施策に関連する部局。

なお、一般に「子育て」とは、様々な年齢の子供の養育全般を指すものであるが、当報告書における「子育て支援施策」とは妊婦を支援する施策から、幼稚園に関する施策、保育所に関する施策、地域での子育て支援施策のほか、小学生に対する施策（ただし小学校施設における義務教育を除く）まで、とする。市民生活部が実施する子ども医療費助成制度等については対象外とする。

## 【5】監査の視点

子育て支援業務の財務事務の監査を行うにあたり、重要な監査の視点としては「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」、「透明性の確保・情報開示」の5点に着目した。

	視点	内容
1	合規性	子育て支援に係る収入・支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか
2	経済性・効率性・有効性	子育て支援に係る事業の収入・支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか 子育て支援に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか
3	公平性	子育て支援に係る事務の執行は、公平に実施されているか
4	適切な事業評価	子育て支援に係る事業に対する的確な評価を行い、次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか
5	透明性の確保・情報開示	市民、特に子育てを行う者にとって多岐・複雑な子育て支援制度を理解しやすく、かつ制度を利用しやすいよう、情報提供方法の工夫をしているか

## 第2 監査の結果及び意見のまとめ

### 【1】事業成果の評価のあり方

少子高齢化の進展や道路・橋などのインフラの老朽化といった環境の変化により自治体財政が非常に厳しい状況にあるなか、住民のニーズに合致した行政サービスを提供し続けるためには、行政が実施する事業の継続的な見直しが不可欠である。できるだけ多くの関係者の納得を得て事業の見直しを行うためには、事業ごとに、具体的かつ客観的な数値目標を設定し、目標達成状況を評価することが重要である。

しかし、事業別の成果指標の設定に関して、さらに工夫の余地のあるものが見られた。市民にわかりやすい成果指標を設け、評価することが求められる（意見番号 10、42、44、45（意見番号 44、45 については下記詳細記載参照）、49）。

一方、事業成果が十分達成されていない事業につき、今後引き続き事業を継続していくにあたり改善が求められるものがあつた（意見番号 58（下記詳細記載参照））。

### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

（意見番号 44、45）「成果指標を設定し、每期達成状況を把握すべき」

子ども見守り課において実施されている事業につき、児童虐待防止事業以外の事業については、成果指標が設定されておらず、事業の成果や評価結果が把握されていなかった。

事業の成果や達成状況を明らかにするためにも、成果指標を設定し、每期達成状況を把握すべきである（意見番号 44）。

なお、指標の設定に当たっては、プログラム参加者数、受講者数などの結果（アウトプット）指標のみではなく、当事業に対する利用者の満足度などの成果（アウトカム）指標の設定が望ましいと考える（意見番号 45）。

（意見番号 58）「今後の母子ホームの利便性向上の検討をさらに進めるべき」

東大阪市立母子生活支援施設高井田ホーム（母子ホーム）について、平成 24 年 12 月の調査時点での利用者数は 5 件（母子ホームには母子室（母子が入居する部屋）14 室あり）のみであり、利用率は高いとはいえない。この原因としては施設老朽化（当施設は昭和 24 年に建築された）和室であることが挙げられるという。さらなる母子世帯の利便性を向上させるための検討が必要と考える（意見番号 58）。

## 【 2 】 指定管理者や委託先との関係のあり方

### （ 1 ） 指定管理者や委託先に対するモニタリング不足

上記【 1 】に記載したとおり、事業目標の達成状況を評価することは重要であるが、目標の達成状況を適切に評価するためには、その前提として事業の実施状況や実施結果を正確に把握することが不可欠となる。

指定管理事業や委託事業について具体例をあげるならば、事業が実施されている現場に赴いてその実施状況を観察する、あるいは、指定管理者や委託業者から提出される実績報告書の内容を精査して契約書、仕様書等に準拠して、適切な執行が行われているか確認する必要がある。

このような観点から子育て支援に係る財務事務を監査した結果、指定管理者と締結している協定内容に合致しない実態が見られる等、指定管理者や委託先に対する市によるモニタリングの更なる充実が求められる事例が見受けられた（結果番号 1（下記詳細記載参照） 8（下記詳細記載参照） 11、意見番号 5、18、21、22、27、28、29、43、48、51（意見番号 28、29、43 は後述（ 3 ）参照））。

事業の実施状況や実施結果を正確に把握するために、指定管理者や委託先に対するモニタリングを強化することが必要である。モニタリングを強化するための工夫のひとつとして、指定管理者等から市へ提出させる実績報告書の様式の整備や記載方法のルール化等を提案しており、参考にしていただきたい（意見番号 3 など）。

### 【 「 監査の結果及び意見 」 の主な内容 】

（結果番号 1）「適正に事業を執行するよう市は指導すべき」

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互交流を図る場を提供する常設の「つどいの広場」の運営事業者に対して市は委託している。

東大阪市つどいの広場事業実施要綱第 10 条において、公民館や公園等の子育て親子が集まる場に、原則として週 1 回以上つどいの広場の専任職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組みに対して、448,000 円の委託料が加算される旨が規定されている。

当該取組みにつき、週 1 回以上事業を実施していない事業者が見受けられた。また、実績報

告書において、事業を開催していたが参加者が0人であったという報告をしている事業者が散見された。

週1回以上の開催を条件に委託料が増額されているのであるから、適正に事業を執行するとともに、参加者の増加を図るための広報活動を積極的に行うよう、市は事業者へ指導すべきである（結果番号1）。

（結果番号8）「契約どおりに巡回業務を履行すべき」

市は保育所巡回指導訓練業務につき、社会福祉事業団に委託しており、委託契約書において、医師の派遣を1カ月に1回行う旨が記載されている。したがって、年間12回、医師を保育所へ派遣しなければならないことになるが、実績報告書を閲覧したところ、年間を通じて2回のみ派遣となっていた。

契約どおりに巡回業務が履行されておらず、契約に違反しているため、契約書に沿った適切な事務の執行を行うべきである（結果番号8）。

医師が派遣される代わりに、理学療法士や作業療法士が派遣されているケースが見受けられたが、今後、医師の派遣が1カ月に1回実施する必要性がないと判断される場合には、実態に応じて契約書並びに委託料の積算の見直しを行うべきである。

（2）委託先選定のあり方

委託先選定のあり方について、長年にわたり同一委託先に随意契約で発注されている等、合理的な選定とは言いがたい事例が見られた（意見番号24（下記詳細記載参照））。適切な競争環境の下で、市が求める最適なサービスを提供できる委託先を選定できるような工夫が求められる。

【「監査の結果及び意見」の主な内容】

（意見番号24）「社会福祉協議会にのみに委託することの妥当性を再検討すべき」

子どもの放課後の送り迎え等を登録したファミリーサポーターが対応する「ファミリーサポート事業」について、市は社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に委託している。

平成15年度に設定された「東大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」第12条において「市長は、事業の運営を社会福祉協議会に委託するものとする」と規定しており、委託先を要綱で取り決めることは公正な競争を阻害している。要綱設定後約10年が経過しており、市内においてNPO法人が設置・育成されているものの、社会福祉協議会は市内ボランティアグループ等とのネットワークを独自に有しているために要綱において、特定の契約先として規定しているという。しかし、当該理由が平成15年から約10年間経過した現在も妥当であるのか毎年、事業委託の効果を検証する必要がある。

本来要綱で契約相手を取り決めるのではなく、契約の都度、契約先が社会福祉協議会で妥当であるのか確認をしたうえで、契約を行うようにすべきである（意見番号24）。

### (3) 留守家庭児童育成事業のあり方

市が実施している留守家庭児童育成事業（留守家庭児童育成クラブ）とは、児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業であり、放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学している概ね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間にいない児童に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」である。

運営主体については、全国的には公立公営が4割を超えている状態にあるが、市において、運営委員会方式により運営がなされている。運営委員会方式とは、自治会の代表、PTAの代表、青少年指導員・少年補導員などの社会教育関係者、保護者の代表、学校長などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式をいう。

運営委員会方式は、「学校と地域の協力のもとで地域の実情、環境等に合わせた自主的な運営ができる」、「公立公営に比べて人件費などにつき比較的 low コストで運営できる」といった利点がある反面、「全クラブの制度変更などの際に、運営委員会と協議が必要になり比較的時間を要する」、「指導者は各クラブで人材確保するため、指導者の資質がクラブにより差が出る可能性がある」といった課題もあると考えられる。

今回の監査において、運営委員会に対する市のモニタリングの更なる充実等、改善への検討を要する事項が見受けられた（結果番号3～7、意見番号28～43（結果番号5、7、意見番号29については下記詳細記載参照））。

#### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

##### （結果番号5）「次期繰越金額を厳正に確認すべき」

「助成金交付の手引き」には、育成クラブは金銭出納帳を作成し、そのコピーを提出する旨が定められている。D 育成クラブの提出物を閲覧したところ、実績報告書に記載されている次期繰越金額と、金銭出納帳の期末現金残高とが一致していなかった。その後の調査により、実績報告書の次期繰越金額は正しい金額で、金銭出納帳に記載の不備があったことが確認できた。しかしながら、このことより、実績報告書の次期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が一致しているかといった基本的な確認が、市において行われていなかったことがわかる。

市においては、繰越金額に30万円という制限が設けられており、制限額を超えない範囲で適正に繰り越されているかを確認することは大変重要であると考えられるため、実績報告書の次期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が整合しているかの確認を厳正に行うべきである（結果番号5）。

##### （結果番号7）「指導員の加配が適正に行われるよう指導すべき」

市の53クラブのうち、28クラブは、各クラブで受け入れている障害児童数を考慮すると、指導員の加配が必要であるにもかかわらず、加配がなされていない育成クラブである。全体ではおよそ49人の指導員が不足しているが、市は加配すべき人員について、各育成クラブに対して特段指導を行っておらず、現状に対する指導、監督が不十分となっている。

B 育成クラブでは374,000円のテレビが購入されていたり、D 育成クラブでは256,000円の

冷蔵庫が購入されていたりと、高価な備品を購入している育成クラブが見受けられるが、障害児加算で支給された助成金が適切に人件費に充てられているとは言い難い。

障害児加算の金額は、指導員の人件費をもとに算定されているが、当該障害児加算が実際に配置人員数の増加には結びついていないため、指導員の加配が行われていない育成クラブに対しては、指導員の加配が適正に行われるよう指導すべきである（結果番号7）。

（意見番号29）「再発防止に向けて、有効な手立てを早急に策定すべき」

平成20年11月に、B育成クラブに対する助成金につき、住民監査請求が提訴された。この請求により、監査委員による監査が行われ、毎年別通帳にプールされた裏金を使用して体育倉庫を設置したり、校長室のクーラーを購入したりするなど、事業目的外の支出がなされていたことが明らかになった。

市としては、その後、目的外使用の再発防止に向けて、次の3点の取組みを実施しているとのことであった。

#### 【再発防止策の一覧】

	平成20年度まで	平成21年度以降
事務担当者の選任	なし	事務担当者を選任した場合、謝礼金の支出が可能。（15万円）
運営委員会運営費	決算報告書で報告すれば、翌年度へ繰越が可能。	平成21年度については翌年度への繰越が不可。ただし、平成22年度からは目的を明示した上で30万円まで繰越可能とした。
精算報告時に提出する領収証	1万円以上の領収証、金銭出納帳のコピー	通帳・領収証・金銭出納帳のコピー

については、事務担当者の選任に関して規定化しているが、事務担当者の設置は任意であり、また、事務担当者の職務内容について何ら規定されていない。したがって、仮に目的外使用がなされた場合であっても、牽制が働かないような状態である。

については、翌年度繰越額につき一定の制限がかけられるようになったとのことであるが、繰越額が制限されたとしても、目的外の備品を購入することは可能であり、目的外使用を抑制する手立てとはなっていない。

については、少額な備品費についても通帳・領収証・金銭出納帳のコピーの提出を義務付けているが、これらの証憑からでは目的外に使用しているか否かを判断することができない。

このように、上記3点の取組みは、目的外使用の再発防止策として有効な手立てとなっていない。

東大阪市留守家庭児童育成クラブ基本方針において、会計監査担当者を選任する旨が規定されているが、今現在、会計監査担当者の具体的な職務内容や監査項目が定められておらず、ま

た、金銭出納帳などの提出を受けた市側も、何をチェックするのかが決められていない状態にある。

平成 20 年度より、近年の間に 2 度、育成クラブの助成金関連で住民監査請求が提訴されているが、過去の事件より目的外使用に関してはより厳重な監査が求められるところである。

今後、会計監査担当者や市側の監査項目を定める際には、金銭出納帳や実績報告書に関する監査項目はもちろんのこと、目的外使用に関する監査項目も定め、目的外使用がなされることのないような仕組み（チェックリストの作成を含む）を構築することが必要である（意見番号 29）。

### 【 3 】債権管理の強化

子育て支援に係る事業のなかには、受益者（利用者）による一部負担金を徴収するもの（保育料など）があり、これらの事業に発生する債権（未収金）の管理につき、市は適切に行うことが求められている。

しかし、その管理方法が適切でなかったものが見られた（結果番号 12、意見番号 50）。また、債権回収体制につき課題があるもの（意見番号 56（下記詳細記載参照）、66（下記詳細記載参照））、サービサー（債権回収会社のこと。）による積極的な滞納債権徴収方法を採用したものの、さらに改善の余地があるものが見られた（意見番号 60）。

#### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

（意見番号 56）「保育料等の徴収体制を見直すべき」

市が運営する公立幼稚園の保育料等が期限までに納付されない場合、保護者に対する督促などの回収業務は基本的に幼稚園に任せており、幼稚園を所管する教育委員会（学事課）は関与していない。担当者に理由を尋ねたところ、保護者と園の関係に配慮しているとのことであった。一部の保育料等は時効にかかって消滅しているが、幼稚園に子どもを預けてサービスの提供を受けている以上保育料等を支払うのは当然のことであり、また、一部の保護者が保育料等を支払わずに済むということは他の保護者との公平性の観点からも問題がある。

一義的には保護者との信頼関係を築いている園に督促などの回収業務を委ねるとしても、学事課もその状況を適時に把握し、必要に応じて園と協力して保育料等の回収にあたるべきである（意見番号 56）。

(意見番号 66)「過年度の未収保育料の徴収方法を確立すべき」

認可保育所における保育料の徴収状況の3ヵ年推移は下記のとおりである。

【調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移】

(単位: 千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調定額	現年度分	1,430,597	1,432,650	1,476,892
	過年度分	293,293	320,594	338,332
	計	1,723,890	1,753,244	1,815,224
収入額	現年度分	1,360,948	1,371,378	1,421,938
	過年度分	20,465	24,489	28,491
	計	1,381,413	1,395,867	1,450,429
不納欠損額	現年度分	-	-	-
	過年度分	19,746	17,980	35,594
	計	19,746	17,980	35,594
収入未済額	現年度分	69,649	61,272	54,954
	過年度分	253,082	278,125	274,247
	計	322,731	339,397	329,201
収納率	現年度分	95.1%	95.7%	96.3%
	過年度分	7.0%	7.6%	8.4%
	計	80.1%	79.6%	79.9%

(出所: 東大阪市子どもすこやか部保育室保育課資料) 還付未済額を除く

平成 22 年度の包括外部監査において、未収金の回収状況についての指摘を受け、保育課から市の未収金特別対策室へ債権を移管し、平成 23 年 7 月から 10 月までの 4 ヶ月間において徴収業務を実施した。なお、この時、過年度未収金の徴収対象としたのは、滞納上位 88 件の 49 百万円であり、この内、平成 24 年 3 月末時点において納付に至った金額は 5.5 百万円である。

現状は保育課内において、3 名体制で未収保育料の徴収に当たっているが、実務として現年度の未納対応に追われていることから、過年度未収金に対して、積極的な徴収業務は行っていない上に、未収金特別対策室と連携を行った時の徴収ノウハウ(例: 給与差押え、預貯金差押え等)は生かされていない状況である。

なお、過年度の未収保育料の現状の徴収業務としては、年に三度、該当家庭に保育料催告書を送付した上で、それに対して、何ら反応のない家庭に対しては電話連絡を行っている。

平成 23 年度末における過年度未収入額は、274,247 千円と決して少ない金額ではない。また、確実に保育料を納付している家庭との公平性の観点から、過年度未収保育料の徴収体制については、早急に確立すべきである。

平成 19 年 8 月 22 日に発出された「保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について(通知)」において、徴収に係る補助的な業務については、民間への委託は可能であることが明記されており、保育課におけるマンパワー不足が否めないのであれば、過年度の未収保育料の徴収業務について、民間会社の利用も今後は考慮すべきと考える(意見番号 66)。

#### 【4】保育所や幼稚園のあり方（子ども・子育て新システムへの対応）

市における保育所の待機児童はここ数年 200 人前後で推移しているが、平成 25 年に民間保育園 4 園を創設し、既存保育所 2 園が増改築されることにより、待機児童の発生がおおむね解消されることが期待されている。しかしながら、環境を整備することによって新たな入所希望者が発生することもあり、施設の整備が必ずしも待機児童の解消につながらないことが他市の状況からもうかがわれる。

また、市における公立幼稚園のあり方については、平成 21 年 3 月に外部有識者等で構成される幼稚園問題検討委員会から「公立幼稚園運営の効率化（統廃合）」及び「公立幼稚園保育料の引き上げ」が提言されたものの、実現に向けた具体的な検討が十分には行われていない（意見番号 63（下記詳細記載参照））。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て新システム関連 3 法が国会で可決・成立したことを受け、平成 27 年度からの新制度移行に向けて今後作業が本格化することになるが、定員割れしている幼稚園に保育所機能を持たせることにより、施設を増やすことなく待機児童を減少させるなど、従来の保育所・幼稚園のあり方にとらわれることなく、市における子育て支援のあり方という観点から早急に制度構築することが望まれる。

#### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

（意見番号 63）「公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべき」

市における保育所の待機児童数は平成 24 年 4 月時点で 214 人である。市では、平成 25 年度において開園する民間保育園 4 園及び既存保育所 2 園の増改築により、290 名の定員増加を見込んでおり、数値上は待機児童数の解消を予定している。

しかしながら、平成 24 年 4 月時点の入所を希望した上で、保育所に入園できなかった児童（待機児童に潜在的な待機児童を合算した児童数であり、いわゆる未入所児童数。）は 819 人に及んでいる。

昨今の社会情勢上、女性の就労率は高まっているとはいえ、少子化傾向である点を勘案すると、保育所の新設や増改築は将来の空施設になるなどの一定のリスクを伴うものと推測する。

この点、例えば、幼稚園の預かり保育サービスの充実による解消も一案である。また、待機児童解消対策として、公有地や公的施設の空きスペースを利用した対策を講じている自治体も存在する。

幼稚園以外の公的施設に関しては、保育所としての最低基準の充足という壁は存在するものの、自治体が保有する公有地や公的施設の空き状況を確認した上で、その利用を検討することは、待機児童解消対策として有効な一案である。

これまで、市においては、待機児童解消対策への活用可能性を検討するために公的施設の空き状況の調査をしたことがないとのことであった。今後は、他の自治体の事例を踏まえた上で、所管課だけでなく、教育委員会等の関連部局と連携しながら、公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべきであると考え（意見番号 63）。

## 【5】支援を要する子どもに対する体制整備

虐待や障害等により特別に支援を要する子どもは増加しつつあり、市による包括的な支援サービスの提供が求められている。

しかし、支援を要する児童への対応につき、保育所や幼稚園、心身障害児通園施設において、さらに体制の強化が喫緊に求められるもの等が見られた(意見番号 46(下記詳細記載参照) 47、53)。

なお、市民からの全てのニーズに対応して子育て支援事業を実施することは難しいとは考えられるものの、被虐待児に対する対応施策は第2期市政マニフェストにおいても重点施策として掲げられているため、現在の社会的環境に配慮しつつ、事業内容の充実を図ることが求められる。

### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

(意見番号 46)「支援を要する児童に対する施策について、更なる検討をすべき」

昨今の社会情勢を反映し、虐待や保護者の精神的疾患等により、近年、障害児以外にも支援を要する児童が増加している背景がある。市内の公民保育所に入所している過去5年間の要保護児童数はほぼ横ばいに推移しており、虐待以外は、特別な支援が必要な児童も多く存在する。

市としては、障害児以外のこのような特別な支援を要する児童について、保育士の加配を実施してない。

なお、子ども見守り課で実施している巡回保育相談については、本来障害児保育を対象としている。だが、近年、障害児以外の支援を要する児童が増加しており、実務現場である保育所としては、このような児童に対する専門的なメンタルケアも含めた保育相談の実施に対する要望が強い。しかしながら、圧倒的なマンパワー不足により、現場要望には応えられていない状況である(例えば、今回視察を実施した民間保育園のA保育園では、面談を要請しても2ヵ月程度待たされることもあるとのことであった)。

現状の社会情勢を勘案すると、障害児以外にも、特別に支援を要する児童に対する、より専門的な対応が必要な場面は増加してくるものと予想される。そのため、今後は、特別に支援を要する児童に対応するため、現場力の向上とそれをバックアップする体制作りが必要であると考える。

現場力の向上の取組みとして、現在、市が取り組んでいる事項は、公立保育所・民間保育園の保育士等を対象にした研修会を3回実施したこと(平成23年度実績)等がある。現場力の向上について、単純に研修会の回数を増やせばいいというものではないが、現場の実例を踏まえた公立保育所・民間保育園の保育士相互の情報や意見交換の場を増やしていくことは、今まで以上に必要であると考える。また、現場をバックアップする体制として、例えば、障害児以外にも支援を要する児童に対応した保育士を含む専門職の配置や現在実施している巡回保育相談の回数を増やしていく等の体制を強化していくことが望まれる(意見番号 46)。

## 【6】関係主体間の連携強化

子育て支援に係る事業には多くの主体がかかわっているが、事業の所管部局として市長部局に属する子どもすこやか部（保育所）と教育委員会に属する学事課（幼稚園）サービスの提供主体として市（公立保育所、公立幼稚園）と民間事業者（民間保育園、私立幼稚園）サービスの提供場所として中核を担う子育て支援センターなど、必ずしも相互の協力が十分でないものも少なくない（意見番号 17、52（下記詳細記載参照）55（下記詳細記載参照）56）。

平成 25 年度に実施される子育て支援に係るニーズ調査をふまえ、市民が求める子育て支援の実現に向けて、これらすべての主体が情報を共有し相互に協力することが望まれる。

### 【「監査の結果及び意見」の主な内容】

（意見番号 52）「平成 23 年 3 月に公表した基本方針を着実に推進すべき」

平成 21 年 3 月に外部有識者等で構成される幼稚園問題検討委員会が提出した「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」において、「公立幼稚園運営の効率化（統廃合）」及び「公立幼稚園保育料の引き上げ」という 2 つの提言が行われた。

これを受けて教育委員会が平成 23 年 3 月に「東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針」を公表しており、そこでは、幼稚園教育の推進のため、幼稚園規模の適正化と小学校との連携強化を図る、就園機会確保のため、幼稚園の保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る、という基本方針が示されている。

上記については、集団での遊びや学習が十分行えるように、進級によって集団が変わる可能性も含めて複数学級を設けることができる規模とすることが望ましいとされている。ところが、保育所へのニーズが高まる一方で幼稚園への入園希望者は減少しているため、ほとんどの公立幼稚園で定員割れを生じている。4 歳児、5 歳児とも 1 クラスしかない園は、平成 20 年 5 月 1 日時点で 3 園であったが（幼稚園問題検討委員会報告書に添付されている資料より）、平成 24 年 5 月 1 日現在においては 7 園に増加している。

また、課題とされている公私間の保護者負担の較差は次のとおりであり、私立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額は公立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額の約 2.5 倍となっている（平成 23 年度決算額）。なお、その要因のひとつとして、東大阪市立幼稚園の保育料は他市と比べて低いことがあげられる（政令市を除く 31 市のなかで 3 番目に低くなっている）。

現下の厳しい社会情勢等を考慮する必要があるものの、幼稚園に通う児童にとって望ましい幼稚園規模の実現及び保護者負担の適正化の観点から、基本方針の着実な推進を図るべきである（意見番号 52）。

（意見番号 55）「関係部局間の連携を強化すべき」

幼稚園は学校教育法に基づいて満 3 歳以上の幼児に対して就学前教育を行う施設である。これに対し、保育所は児童福祉法に基づいて「保育に欠ける」乳児又は幼児に保育を提供する施設である。そのため、市においても幼稚園は教育委員会の所管（私立幼稚園は大阪府の所管）、保育所は子どもすこやか部の所管とされており、従来は教育委員会と子どもすこやか部の交流

はほとんどない状況であった。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て新システム関連 3 法案が国会で成立したのを受け、対応を協議するために教育委員会と子どもすこやか部も参加して「子ども・子育て支援関係所属会議」が開催されている。しかしながら、東大阪市としての子育て支援のあり方についての検討が十分に進んでいるとはいえない状況にある。

新システムへの対応に当たっては各種認定こども園の設置が認められるなど、従来の幼稚園と保育所の枠組みに大きな変革をもたらす可能性が高い。そのため、市の幼稚園のあり方について教育委員会としての見解を明確化したうえで積極的に会議に参加し、市における子育て支援という観点から、子どもすこやか部との連携を強化すべきである。なお、子どもすこやか部との連携に当たっては、事務方で協議を行うのみではなく、保育所の所長と幼稚園の園長とが交流できる機会を設けるなど、現場レベルでの交流を進めることも検討すべきである（意見番号 54）。

また、各種認定こども園の所管に関連して、現在幼稚園を所管している教育委員会と保育所を所管している子どもすこやか部の事務分担のあり方について市長公室や経営企画部などの関係部局を含めて協議を進める必要がある。

なお、平成 25 年度には子ども・子育て新システムに基づく子ども会議の設置や子育て支援に関するニーズ調査が行われるため、スピード感をもって関係部局間の連携強化を進めるべきである（意見番号 55）。

「監査の結果」及び「意見」の具体的な内容は報告書本編のとおりであり、全 83 件（うち「監査の結果」16 件、「意見」67 件）である。

「監査の結果及び意見」の概要一覧表

事業名	報告書本編第5における記載箇所	報告書本編記載頁	結果又は意見番号	監査の結果又は意見
(地域における子育て支援サービスの充実)				
地域子育てスクラム事業	【1】2.(1)	79	意見1,2	事業精算書作成のための記載要領を作成すべき
	【1】2.(2)	79	意見3	実績報告書の様式を変更すべき
	【1】2.(3)	80	意見4	月別利用状況報告書の提出期限を規定化し、継続的に監視を行うべき
	【1】2.(4)	80	意見5	実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき
	【1】2.(5)	80	意見6	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【1】2.(6)	80	意見7	相談事業について情報の共有を図るべき
	【1】2.(7)	81	意見8,9	補助基準額が妥当であるかの検証を行うべき
	【1】2.(8)	81	意見10	成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべき
	【1】2.(9)	82	意見11	地域間格差を是正すべき
	【1】2.(10)	84	意見12	補助金交付の趣旨に合う事業が行われるように指導する体制を構築すべき
地域子育て支援拠点事業(センター型)	【2】2.(1)	85	意見13	地域間のネットワークをコーディネートする活動をより一層行うべき
	【2】2.(2)	86	意見14,15	発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべき
	【2】2.(3)	86	意見16	システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべき
	【2】2.(4)	86	意見17	旭町庁舎の駐車場を有効活用すべき
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	【3】2.(1)	89	結果1	適正に事業を執行するよう市は指導すべき
	【3】2.(2)	89	結果2	不備がないかの確認を厳正に行うべき
	【3】3.(1)	90	意見18	実施状況を確保できるような仕組みを構築すべき
	【3】3.(2)	90	意見19	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【3】3.(3)	90	意見20	決算書作成のための記載要領を作成すべき
ファミリー・サポート・センター事業	【3】3.(4)	91	意見21,22	積極的に情報収集を行うべき
	【3】3.(5)	91	意見23	地域間格差を是正すべき
	【4】2.(1)	93	意見24	社会福祉協議会にのみに委託することの妥当性を再検討すべき
子育て短期支援事業	【5】2.(1)	94	意見25	「子育て短期支援事業利用申込書」の提出方法を統一すべき
子育て支援相談事業	【6】2.(1)	95	意見26	購入備品につき、契約書の見直しを行うべき
	【6】2.(2)	96	意見27	アンケートの調査結果についてタイムリーに報告を受けるべき
留守家庭児童育成事業	【7】2.(1)	99	結果3	国に対し、市は実態を適切に報告すべき
	【7】2.(2)	99	結果4	実態に即して費用を計上するよう指導すべき
	【7】2.(3)	100	結果5	次期繰越金額を厳正に確認すべき
	【7】2.(4)	100	結果6	助成金の返還につき、交付要綱を見直すべき
	【7】2.(5)	102	結果7	指導員の加配が適正に行われるよう指導すべき
	【7】3.(1)	103	意見28	記載事項のチェックを厳正に行うべき
	【7】3.(2)	104	意見29	再発防止に向けて、有効な手立てを早急に策定すべき
	【7】3.(3)	105	意見30	研修費については、実費の領収証を提出させるよう指導すべき
	【7】3.(4)	106	意見31	備品購入の詳細や利用目的、設置場所について把握すべき
	【7】3.(5)	106	意見32	備品台帳を整備するよう指導すべき
	【7】3.(6)	107	意見33	備品購入について、一定の牽制を働かせるべき
	【7】3.(7)	108	意見34	修繕負担の区分を明確にすべき
	【7】3.(8)	108	意見35	開設場所を多様化すべき
	【7】3.(9)	109	意見36	現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき
	【7】3.(10)	109	意見37	実績報告書において保険料を計上すべき
	【7】3.(11)	109	意見38	環境の改善に速やかに取り組むべき
【7】3.(12)	110	意見39	金銭出納帳の様式を統一化すべき	
【7】3.(13)	110	意見40	退会理由を把握し、運営改善に役立てる取組みを実施すべき	
【7】3.(14)	111	意見41	指導員の研修の見直しを検討すべき	
【7】3.(15)	111	意見42	課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握すべき	
【7】3.(16)	112	意見43	定員数を把握すべき	

事業名	報告書本編第5に おける記載箇所	報告書本編 記載頁	結果又は 意見番号	監査の結果又は意見
(子どものすこやかな成長及び発達支援)				
保育研究経費	【8】2.(1)	113	結果8	契約どおりに巡回業務を履行すべき
	【8】3.(1)	113	意見44,45	成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべき
支援を要する児童への対策	【9】2.(1)	116	意見46	支援を要する児童に対する施策について、更なる検討をすべき
通園等発達支援事業	【10】2.(1)	118	結果9	公園遊具等に対する使用未許可を是正すべき
	【10】2.(2)	119	結果10	実績報告書を提出させるよう指導すべき
	【10】2.(3)	120	結果11	市は再委託の報告を求めるべき
	【10】3.(1)	120	意見47	待機児童を解消するための方策をより積極的に検討すべき
児童デイサービス事業	【11】2.(1)	121	意見48	利用状況や待機児童数等も実績報告書の記載事項とすべき
	【11】2.(2)	122	意見49	成果(アウトカム指標)の設定を検討すべき
(子育てを支援する生活環境の整備)				
入院助産事業	【12】2.(1)	123	意見50	滞納債権への対応方針を明文化すべき
	【12】2.(2)	124	意見51	レセプト点検ノウハウを蓄積すべき
幼稚園問題検討委員会の提言への対応	【13】2.(1)	125	意見52	平成23年3月に公表した基本方針を着実に推進すべき
公立幼稚園の運営体制	【14】2.(1)	127	意見53	特別な配慮を必要とする園児の受入体制を整備すべき
関係部局間の連携	【15】2.(1)	128	意見54,55	関係部局間の連携を強化すべき
幼稚園の保育料等	【16】2.(1)	129	結果12	時効にかかった債権を不納欠損処理すべき
	【16】3.(1)	129	意見56	保育料等の徴収体制を見直すべき
	【16】3.(2)	130	意見57	保育料免除要件を定期的に確認する体制を構築すべき
母子生活支援施設への入所事業	【17】2.(1)	131	結果13	再委託業務報告書の記載を正しく求めるべき
	【17】2.(2)	131	結果14	指定管理料の精算の考え方の整理を行うべき
	【17】3.(1)	132	意見58	今後の母子ホームの利便性向上の検討をさらに進めるべき
	【17】3.(2)	132	意見59	利用者負担金の根拠を明確にすべき
母子寡婦福祉資金の貸付事業	【18】2.(1)	133	意見60	サービサーへの複数年委託の検討
保育課が実施している補助金事業	【19】2.(1)	136	意見61,62	一般生活費等加算費補助金、庁費管理費補助金、施設運営調整費補助金の考え方について整理すべき
保育課が実施している委託事業	【20】2.(1)	138	結果15	協定書と実態の乖離を是正すべき
待機児童関連の諸問題	【21】2.(1)	140	意見63	公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべき
	【21】2.(2)	142	意見64	入所要件の充足確認業務の実効性について再考し、在所者と待機児童の公平性を検討すべき
保育所における保育料	【22】2.(1)	143	意見65	保育料の見直しを検討すべき
	【22】2.(2)	144	意見66	過年度の未収保育料の徴収方法を確立すべき
公立保育所の施設整備	【23】2.(1)	146	意見67	公立保育所の老朽化対策について早急に対応すべき
保育所に対する指導監査の実施	【24】2.(1)	148	結果16	児童福祉行政指導監査実施要綱に従い指導監査を実施すべき

以上